

『古事談』

——実資か？ 実頼か？——

生井真理子

『古事談』を一個の作品として多角的に捉えた先駆的な業績としては、まず益田勝実氏の『古事談鑑賞』が挙げられるだろう。『解釈と鑑賞』に連載されたこの一連の論稿群に展開される、その優れた視座と方法と啓発的な問題提起は、三十年経っても今もって輝きを失わない。氏の業績をいかに発展的に継承するかは、後進の研究者にとつての課題の一つである。そういう意味では実にささやかなのだが、本稿では、かつて「古事談鑑賞十一 抄録の文芸（三）」^②

で益田勝実氏が取り扱った第二臣節の巻の第38話〜第41話を契機として、『古事談』編者源顕兼が『中外抄』『富家語』『江談抄』などから文章を抄出する時に、どのような意図を背後に潜ませていたのかを、改めて問い直してみたい。『古事談』はできごとそのものしか典拠から抜き出さない事で定評のある作品である。では、果たして典拠となった『中外抄』などは単なる情報源としてのみ『古事

談』と関わるのか、また藤原忠実や大江匡房といった言談の主的批評や価値観は、『古事談』という作品の中ではまったく問題にされていなかったのかどうかを考えてみたいのである。

一、「選択と配列」

小野宮実資は賢人右府として知られた人であった。が、時代が下るにしたがつて、その女好きの面が説話世界ではクローズアップされるようになってくる。人間万事完璧な人はいないという理屈か、賢人と女好きの取り合わせの妙が受けたのか、秘話の類で口伝や文字化がすであつたのかも知れないが、我々になじみ深い説話集に登場してくるのでは『古事談』がもっとも早い方であろう。『古事談』第二臣節の巻には賢人実資の意外な一面が語られる。（以下、第x巻第y話はx—yと表記する。）

2—39 「実資女不堪事」

小野宮右府於女事不堪之人也。北対前有井。下女等多称清冷水。集汲之。相府擇其中少年女被招寄於閑所。已有定所。宇治殿聞之。侍所雜仕女中。擇有顔色之者令汲水。相誠云。先汲水之後。

若有招引者。其後弃水桶可飯參云々。果如所案。後日右府被參宇治殿之次。公事言談之間。宇治殿仰云。彼先日侍所水桶。至今者返給云々。相府迷惑顔面。無所申而止。

2—40 「実資教通愛遊女香爐事」

小野宮大臣愛遊女香爐。其時又大二条殿愛此女。相府香爐二被

問云。我与髻愛何乎。汝通大臣二人。二案問曰髻長之故略之。

清冷水が出るからと、自邸の井戸に集まる下女の中から若い美女を選んでは、実資がひそかに引き入れるという噂を聞いて、頼通が試しに雑仕女を遣わしてみたところ、案の定実資は頼通の計略に引っかかり、これをやりこめる頼通の前で赤面してうろたえる。続く話は、それに懲りたふうもないかのように、今度は頼通の弟教通と遊女香炉を張り合い、「我与髻愛何乎。汝通大臣二人」と問いかけた。二人が大臣であったのは治安元年から永承元年までで、実資が六十五才から九十才までの間、教通は二十五才から五十才の間のことになる。実資の問いに遊女香炉が何と答えたか知りたくなるが、残念ながらそこで話とはぎれる。そして、「古事談鑑賞十一」にお

ける、益田勝実氏の言葉に従えば「何の脈絡もなしに」、次の2—41が「中外抄」から抄出されてくる。

小野宮殿薨給之時。京中諸人集門前悲嘆云々。此事見一条撰政記云々。

この下りは、「中外抄」下22の

(A) 行成公、或人冥官許ニまかりたりければ、侍従大納言召せと被仰ケルニ、或冥官出来テ、彼人ハ為世為人ニいみしくうはしき人也。暫なめしそといひけり。然者正直なる人、冥官の召も通事也。(B) 小野宮殿薨給たりけるには、京中諸人、彼人家前ニ集テ事外ニ愁嘆しけりと見一条撰政記云々。(A、Bは筆者挿入)

とある、後半Bの部分に相当し、Aの方は「古事談」2—34に独立して抄出されている。このBと同内容の話が「富家語」一二六の仰云、(C) 小野宮室町面ニハ古四足門アリキ。件門ハ常ニ閉タリキ。是小野宮殿御坐之時、件門天神常渡御終夜御対面故云々。

(D) 凡小野宮ハイミシク御坐シケル人ニコソ御メレ。令薨給時、京中諸人門前ニ来集テ歎合テ拳哀スト一条殿雅信公左大臣記ニ被書ケル。賢皇ノ崩給時、大極殿竜尾壇ニ諸国人民參入シテ拳哀スト泣歎事ノ有也者。(C・Dは筆者挿入)

という後半Dの部分にある。不審なのは、「富家語」一二六Cと、

これに続く『富家語』一二七は組み合わせられて、実資の女好きのエピソードである『古事談』2―39・2―40の前に、2―38「小野宮邸門閉事」として、

小野宮ノ室町面ニハ古四足アリキ。件門常閉タリケリ。是小野宮殿御坐之時。経件之門天神渡御。終夜御対面故云々。又大炊御門面ニハハタ板ヲ立テ穴ヲアケタル処アリケリ。ソレニ菓子ナドヲ令置給ケレバ。京童部集テ天下事共ヲ語申ケリ。其中二名事ドモ多聞ケリ

という形で、一話にまとめられていることである。つまり、2―38ではDの部分を抜いた格好で、『富家語』から連続的に抄出しておきながら、2―41ではDの部分は何故か採用されなかった。この疑問に益田勝実氏は、

同内容と考えられるものでありながら、『富家語』の話を却けたのには、賢皇の死時の萃哀に比した、その話しぶりよりも、淡々たる『中外抄』の記事の方を選んだのかも知れない。『富家語』を素材にして、『中外抄』程度の短文を書くこともやさしい。しかし、そういうことをしなかったことは、「一条摂政の記に見えたり。」という一句が証明している。抄録者の態度を崩さなかったのだ。

とされた。だが、益田勝実氏が小題として掲げた「選択と配列」に

着目するかぎり、『古事談』のもくろみはその程度では済んでいないようである。「脈絡」はあるのである。

二、「我与髻愛何乎」

『古事談』の配列は基本的に付け合い方式と見られるが、この一連の説話群を見ながら思い出すのは、『袋草紙』上巻に「撰集の故実」を述べた、

問題の歌ならびに返歌に似たる等、相ひ並ぶべきなり。時節の玄かに隔てたるは沙汰の限りに非ず。秀歌は一所に並ぶべからず。処々にこれを相ひ交ふるべし。歌の次第漸く便に随ひてこれを書くべし。以前の撰集に一事は違ふべきなり。

という一節である。和歌と説話の編集方法を同列に論じようというのではないが、蒐集した資料から歌あるいは説話を選び抜き出し、それら個々には無関係にあるものを、配列によって関連があるかのように、ぶつ切れの感じを抱かせぬように繋ぎ合わせながら、独自の作品世界を構築しようとする営みの点では共通するだろう。歌論書で歌の注釈が付随しても、それらの配列への配慮は和歌の配列方法に共通するものがあつたようだ。『袋草紙』「雑談」の部では、「以下の諸逸話はとりとめもなく順不同に述べられているかに見えるが、しかし連想の糸によって次々と話がたどられてゆく関係や、

和歌・歌人をめぐるいくつかの主題下に包括される構想」があることを、すでに藤岡忠美氏が指摘されている。^③

少し時代を遡って、『俊頼髓脳』の「季語・歌語の由来」を述べると、同趣の構想を指摘できる。ある和歌を挙げてはその背景にある説話を紹介しながら次々と展開する著述方式だが、先の和歌から後続の和歌へと続ける時に、それに付随する説話世界をも融合した形で、必ず何らかの連想的な繋がりを意識して配列していることが見てとれる。その中の、「秋風に初雁がねぞきこゆなる たが玉づさをかけてきつらむ」の歌に着目してみたい。俊頼は「雁の玉づさ」に関わる蘇武の故事が引き、衛律が胡国から蘇武を取り返す下りをもって「それによそへて、かの雁の歌は詠むなり」と説く。「一体誰の手紙を……」というこの歌の問いかけと、この故事を念頭に、次の「天の河うき木にのれるわれなれや ありしにもあらず世はなりにけり」の歌だけを読むと、蘇武の〈返歌〉のようにも見えてくる。「天の河」の歌に引かれる故事は、蘇武と同じく〈漢武帝の命令〉によって天の河の「みなかみ」を訪ねた張騫の話である。そこで張騫が見たものは、「常に見る人にはあらぬさましたる」人々であった。それと同様に異なる風俗の胡国に長年捕虜の身となっていた蘇武が、ようやく祖国に戻ってみれば、すっかり様子が変わっている驚きを表す歌としても読めるのである。一方、この「天

の河」の歌を詠んだという采女は、帝の寵愛を受けながら病気のためにしばらく宿下がりをしていて、宮中に戻るともはや忘れられた身となっていた。同じ〈帰る〉というモチーフを共有しながら、帝によって帰りを待たれた人間の苦勞と喜びから、忘れられた人間の嘆きへと変転して行く仕組みになっている。すなわち、歌と話の世界を含めて、かなり部分的な類似による濃密な連繋になっており、連想的に展開する〈説話集〉の隣接する話と話の関係に一層近づいて行くことになろう。

説話集編纂時の配列の工夫に、編者が伝統的な和歌の編集方法を参考にし利用することは十分考えられる。あるいは、もっと幅広く詩・歌・物語・絵巻物等々の編集・配列方法は、各ジャンルを越えて、その時代の総合的な文化基盤として互いに影響を与え合い、融通しあった関係にあるものとして捉えた方が実態に即しているかもしれない。今、問題としている『古事談』に戻り、『袋草子』風に捉えてみるなら、2―39と2―40が実資の女好きという「同題」で、続く2―41は丁度「返歌に似たる」に相当する関係にならないだろうか。というのも、2―40は実資の問いかけのみで終わるからである。このときれ方には不思議な力がある。もし語り手がこのように言つて後を濁す場合、その時の表情と語り口には、聞き手に答を促す誘導がもくろまれていると考えるのが自然だと思ふのである。

「相府香爐二被問云。我與鬢愛何乎」。さて、香炉は何と答えたのであろう。読者の一人として答を考えてみるなら、実資は少なくとも六十五才以上の高齢、教通は二十五才ですでに内大臣と言う前途有望な若さを誇る。寵愛を得る相手としては常識的に考えれば教通の方がよいに決まっている。だが、問うているのは実資である。遊女も客商売、目の前で別な男の方がよいとも言えず、今までの寵愛を謝してお愛想よろしく実資に敬意を払ったに違いない。『古事談』

編者も読者のそのような思考プロセスを読み取るかのように、2—41の小野宮殿が薨去したとき、「京中諸人」が門前に集まって嘆いたという話を持ってくる。『富家語』における知足院殿忠実の言談の展開とは逆に、『古事談』の話の流れでは、この「京中諸人」には、先行する2—38で小野宮殿が用意した菓子を食べながら「天下名事」を語った京童のイメージが当然重なる。とすると、表面的にはその死を惜しんでいるかのように見えるが、嘆く内心では彼らにはもはや菓子をもらえなくなるといふ現実的な憂えも考えられなくもない。それを匂わせるかのように、後続する2—42では藤原顕頼が飢えて食べ物望んだ話が見れる。

こうしてみると、「そりゃあ、表向きは……」と、2—41の話が2—40の問いかけの答を体現した〈返事〉になっているとも言える。

『富家語』で忠実が小野宮殿がいかに立派な人だったかの例証に挙

げた、「京中諸人」の嘆きをまともに受け継ぐ気が顕兼にはさらさらなかったわけである。「凡小野宮ハイミシク御坐シケル人ニコソ御メレ」の語や、小野宮殿を中国の「賢皇」にも比した忠実の語り口は、必要がないというより、むしろ顕兼には抵抗を感じさせた。そこに顕兼がDの部分を取らない理由があったのではないか。

また、『中外抄』Bの方に出てくる「一条摂政」藤原伊尹の方が、『富家語』一二六Dの「一条左大臣」源雅信よりも付け合い方式としては実資の女好きに続ける連想にふさわしい人物であった。たとえば、『宇治拾遺物語』五一「一条摂政」に、

一条摂政とは、東三条殿の兄におはします。御かたちよりはじめ、心もちひなど、めでたく、ざえ・ありさま、まことしくおはしまし、また色めかしく、女をもおほく御覧じ興せさせ給けるに、すこし軽々におぼえさせ給ければ、御名を隠させ給て、大蔵の丞豊蔭となりの、うへならぬ女のがりは、御文もつかはしける。懸想せさせ給、あわせ給もしけるに、皆人、さ心えて、知り参らせたり。

と伝えられるように、実名を隠して身分の低い女性に通うような色好みで有名だったからである。2—40で、実資が教通を「鬢」と呼び、実名を避ける言い回しからの連想としても、連繫上もう一人の女好きを想起させる遊びがちらりと見える。『一条摂政御集』には

「とよかけ、大炊御門わたりなりける人に通ひける。人おほかりける中に、をとこの、まへをつねにわたりて、ものもいはざりければ」とあるように、一条摂政伊尹もまた大炊御門大路付近に住む女性のもとに通うのであって、井戸があったとされる実資の小野宮邸の北の対に面する大路が大炊御門であることも通い合う。戯れを基調とする『古事談』においてはBが選ばれたのはこれだけの理由があったと思われる。

これに類似する配列方法を取った例に、『宇治拾遺物語』一五七「或上達部、中将之時逢召人事」から一五八「陽成院妖物事」への展開がある。『宇治拾遺物語』もまた、その配列に連鎖的な方法が取られていることがすでに指摘されている作品である。まず、一五七話。昔、さる中将が参内途中で罪人の法師が引かれて行くのに出会う。長年の主人を殺したと聞き、「誠に罪重きわざしたるにこそ。心憂きわざしけるものかな」と呟いたために、この法師から逆恨みをされ、誘拐されて火あぶりにされるところを、危機一髪で見知らぬ集団に助けられた。聞けば、かの日、法師の次に出会った罪人で、大した罪でもないので許しを請うて免じてやった男が、報恩のために助けに来たのであった。『宇治拾遺物語』は「年おとなになり給て、「かゝる事にこそあひたりしか」と、人に語り給けるなり。四条大納言の事と申は、まことやらん」と結び。さて、「まこと」か

どうか、読者が考えるしかないが、現代では今のところ同類話は知られてはおらず、まして藤原公任のことかどうかは確かめるすべもない。公任は十八才の時から権中将であつたけれども、そもそもそのような問いかける事自体、不信をそそるようになっていて、『宇治拾遺物語』編者も、そうは思っていないかつたのではないか。というのも、次の「陽成院妖物事」には「浦島の子がおと、」なるものが登場するからである。

この話は、陽成上皇の御所に現れた化け物は、自ら「浦島の子がおと、也」と名乗り、「いにしへより此所に住みて、千二百余年になる也」「こゝに社を造ていはひ給へ」と要求する。これを「我心ひとつにてはかなはじ。この由を院へ申てこそは」と断つた番の男は、一口に食べられてしまった、というものだが、まず浦島子の弟の存在など、浦島子伝承では初耳である。しかも、『和歌童蒙抄』が引用する「四条大納言の和歌論議」によれば、四条大納言は『日本書紀』を引いて浦島子が蓬萊山に旅立ったのは雄略天皇二十二年の時とする。この年から陽成天皇退位の年までも足掛け四百七年だから、浦島子の弟が「いにしへより此所に住みて、千二百余年になる」ことなどありえない。四条大納言の説に照らしても、化け物の言葉はいかにも信用できないわけで、「四条大納言の事とはまことやらん」の問いにに應じるかのように次の「嘘」の話に展開する

あたり、『宇治拾遺物語』の計算された配列を思わせる。おまけに、陽成天皇は暴虐の人ということで廢帝となったことは説話の世界でも有名であり、前話の逆恨みをする法師に通ずる所があった。ひょっとしたら、前話には四条大納言とは別人に同類の伝承があつて、その方が広く知られており、それを念頭に置いた上での配列であつたかも知れない。

さて、『俊頼髓腦』と『古事談』『宇治拾遺物語』の配列方法にはかなり近似するものがあることは紛れもない。ただ、両者に決定的に異なるのは、『俊頼髓腦』が歌論書という性格上、著者の言葉が全面に押し出されて読者の理解を求めなければならないために、読者が配列の工夫に気づかなくとも基本的には著述の目的が達せられるのに対し、『古事談』『宇治拾遺物語』の場合は配列に気を付けていないと、編者の姿が実に見えにくいという点である。どちらも話だけでもそれなりに十分面白く読ませる作品であるから、それだけで楽しむことはできる。ことに『宇治拾遺物語』は完成された独特のおかしみを表現の中に湛えているので、早くから高い評価を受けた。しかし、時に話末表現に至るまでかなり同文的なものが見つかるのは『古事談』と同様で、話の分析のみからその独自性や編者の意図に迫ろうとするのには限界がある。まして、『古事談』には、たとえば浦島子伝承が第一王道后宮の巻に入っているような、何故その

話がそこにあるのか、現代の読者を困惑させる類の話柄があちこちに存在する。^⑧あるいは、典拠と思われるまとまった話からわずかな一文のみを抄出したり、逆にえんえんと記録の抄出を行つたりで、『古事談』編者の意図がわからない、研究者泣かせの側面がある。これも、一つの話を面白く語ろうとするというより、抄出カードの並べ具合で（はばかりなく）物を言おうとした編者の策と理解すれば、「脈絡」なく見える『古事談』世界の視界はとたんに開けてこよう。

三、実資か？ 実頼か？

既述した『中外抄』下22・『富家語』一二六・一二七の知足院殿の言談において、「小野宮殿」が実頼を指すことは諸説一致している。が、これを典拠とした『古事談』2—38・41の「小野宮殿」については、国史大系本の傍注並びに益田勝実・浅見和彦・志村有弘・伊東玉美の各氏はともに実資と解し、小林保治氏は2—38を実資・2—41を実頼と見ている。^⑨ 顕兼が典拠の「小野宮殿」を実資と誤解したと見るのである。益田氏はその根拠を実資も後の小野宮殿と呼ばれる賢人であった点に求めた。伊東氏は、『今昔物語集』や『発心集』に語られるような「神仏に通じている人物」としての実資のイメージからの（顕兼の錯誤）と説く。だが、『古事談』には

特に実資とわかるように書き換えた箇所はなく、『中外抄』や『富家語』の「小野宮殿」をそのまま用いているだけである。むしろ、先行する行成や俊賢などの話群と同様に、実資の話と隣接するからこれらも実資のつもりに違いない、という読者側の思い込みの前提が「誤解」を呼んではいないだろうか。仮に伊東氏の説くように、賢人・好色・死という短い実資伝を顕兼が形造るつもりだったとしても、『中外抄』下22のDの部分抜いて、死を表す2―41に回すことなく、わざわざ『富家語』から抄出してくるのは、「無頓着」どころかかなり手の込んだ仕様で、顕兼には何か別のもくろみがあったと考えるしかない。私にはそのまま実頼でよいと思われる。

まず配列から見ると、2―38に先行する2―37「経信評宗通事」は

宗通卿重殿上人之時。可給官之由。於殿上議定之間。経信卿申云。宇治関白牛飼コソ土左目ニハ任ジテ侍シカ云々。于時満座含笑。仍無沙汰云々。

というもの。右大臣俊家の子、宗通が重殿上の折に官を望んで仗議の議題となったが、時の権大納言源経信が殿上童と牛飼い童に引っかけ、権力に任せて幼年の者にまで官を得ることへの揶揄も含めて、「童」を任官させた先例なら「宇治関白牛飼」が土左目に任じられた例がありますと、同席の人々を笑わせ、結局沙汰止みとなった

話である。『江談抄』によれば実頼も似た体験を持つ。右大臣忠平が我が子実頼の加級を願って許されず、叙位の日に欠勤したといふこの時実頼は二十一才だが、彼の童名は「牛飼」であった。^⑩2―38の「小野宮殿」が実頼だと、「牛飼」の望みが叶わなかった例とばかりに、話の連繋がスムーズなのである。さらに、実頼が大炊御門大路に面する所に菓子を用意して、〈殿上童と牛飼い童〉ならぬ京童部を集めて「天下名事」を聞いたという。読者は具体的にはどんな話だったのだろう、と興味をそそられよう。そこへ、これぞ「天下名事」とばかりに、次の2―39を出す。実頼が養子にした孫の実資が、同じ大炊御門大路の側にある井戸に集まる下女の中から女選びで、その上、ふがいなくも実頼の弟師輔の曾孫である若い頼通にしてやられたとなれば、京童部の格好の話題。実頼が目をむいて仰天しそうで連繋としては面白いと、顕兼は考えたのではないか。ついでながら、2―39と2―40も実資の女好きの〈同題〉だけで並べたのではあるまい。香炉は大江匡房の『遊女記』に見る蟹島^⑪の遊女だった。同書には遊女を寵愛するのは「賢人君子といえどもこの行を免れず」とあって、賢人実資が香炉を寵愛したと伝える話の背景が見えてくる。『遊女記』は、頼通は長元年中の上東門院の住吉・天王寺参詣に従って、江口の中君を賞玩したとも伝える。こういった伝承を念頭に、水上の客に群れをなして寄ってくる遊女と井

戸の水に寄り集まってくる下女のイメージとをだぶらせながら、実資をからかう頼通とて、所詮同じ穴のむじなであるという批評を込めて、2―39に2―40を付けたのではないだろうか。

ちなみに、『古事談』の配列の意味を読解し、これに對抗して話を展開する『続古事談』編者も、『古事談』2―38の「小野宮殿」は〈実頼〉と見ていたようである。『古事談』2―38から2―39への連繋も含めて、対応する『続古事談』の部分はといえば、二一五だろう。二一五は師輔が「北の対」ならぬ「北の宮」康子内親王のもとに秘密裏に通っているのを、小野宮殿実頼が暗に皮肉って弟師輔を『古事談』の頼通のように〈赤面〉させた話である。これは『中外抄』下29が出典とみられている。実資と下女の取り合わせに対照的な高貴な女人との情事で、明らかに『古事談』2―38・39の配列に隠された意味を意識していよう。『続古事談』編者は、実頼が京童部から仕入れた「天下名事」とは、むしろ色好みで子沢山の師輔と康子内親王の密通の方だと示す意図があると見られる。「イマダ人モイタクシラザリケルニ」、何故か実頼はすでに知っていた。『続古事談』では省略されるが、『中外抄』下29で忠実は「九条殿ハ閑のおほきにおはしましければ、康子ハあはせ給たりける時ハ、天下童談ありけり」と締めくくっている。この「天下童談」が京童部が語る「天下名事」に対応しよう。二一五の最後に、公季の「童名

ハ宮雄トゾ」と一言、言い添えるあたり、『古事談』2―37から2―38への連繋に使われた実頼の幼名牛飼にも気づいていたらしい。

『古事談』2―38の「小野宮殿」が顕兼の意識の中でも実頼だったとすれば、2―38の典拠の一部となった『富家語』一二六に、『中外抄』を典拠とした2―41と同内容の話が存在するのだから、顕兼が2―41を実資と誤解していた可能性はまずあり得まい。視点を変えれば、顕兼は知足院殿忠実の言談を、忠実の評価を抜いた形で繰り返す、言談の再演者とも言える。『古事談』が『顕兼抄』とも呼ばれるように抄録集の側面を持ちつつも、一方で『古事談』と呼ばれるのは〈顕兼言談〉の面も読者に意識されていたからだろう。顕兼は『中外抄』や『富家語』に話材を取りながら、単に資料収集の対象にしたのではなく、語り手知足院殿を強く意識しているようである。話そのものをあまり改変しない形での言談行為である、顕兼の〈再演〉には、語る順（＝配列）の中に忠実の価値観にいちいち水をさすような遊びがある。話のパロディー化ではなく、言談行為のパロディー化といってもよい。

『江談抄』に取材した場合でも、同様の例が見いだせる。『古事談』2―36には、源経信が道真を祀る北野社の前を下車せずに通った理由を問われて、「四位ハ不拝二位」と弾正式を盾に「神不享非礼。若下ハ還テ以似不知礼歟」と言っていた話を書き記す。この話の

出典と見られる『江談抄』の方では、「経信（卿）ハ近代之逸物也」と始まり、「雖然無指咎歎。勝事也。希有々々云々」と終わる。『古事談』ではこの大江匡房の批評部分はまったく削除されている。次の2—37は経信が「宇治関白牛飼」の例を持ち出した話だから、経信の〈豪胆さ〉と、妙に説得力のある戯れた物言い〉で連鎖する配列である。2—36の〈牛車〉に〈牛飼〉を付ける言語遊戯もあつただろう。だが、『北野天神縁起』（建久本）には、次のような神前の〈下車〉にまつわる一挿話がある。

又近きころのことぞかし、仁和寺なりける阿闍梨の、北野の御こしの西京のたび所におはしましける御前を、車に乗ながらとほらんとしけるに、その牛おまへにたふれふし、頓て死にければ、彼僧はだしにてぞはしりける。

駿力ある阿闍梨でも神前の乗車通過は北野天神の激しい怒りを買うと、喧伝されていた時代である。本当に経信に崇りはなかったのか。2—37の経信と宗通の取り合わせに位階の面から注意すると、「雖然無指咎歎」の匡房評を顕兼は決して無視してはいないのでないか。宗通が正四位下で参議に任ぜられた寛治八年六月十二日、正二位の大納言経信の方は七十九才の高齢で太宰権帥に任ぜられ、かつて右大臣道真が左遷された太宰府の地へ赴くことになるのである。しかも、道真と同様に経信は太宰府で没している。経信が敬意を払

わなかつた宗通の父俊家の極官も、道真と同様に二位の右大臣。この点を考慮に入れると、「四位ハ不拜二位」が何やら因縁めいてくる。よく考えてみると、2—37に言う経信が四位だった時には、北野天神はすでに〈贈正二位・贈太政大臣〉の地位にあつた。このことは『古事談』5—19にも触れている。続く2—38には、怨霊として猛威を振るつた「天神」に対して格別に敬意を払つた、〈贈正一位・太政大臣〉の小野宮殿（実頼）を登場させているのを見れば、道真生前の従二位・右大臣の地位に基づいて詭弁を弄した経信の論理の矛盾を問題にせぬまま、「雖然無指咎歎」と興じた匡房評を疑つてみせる目的もあつての配列だったと考えられる。

『古事談』における顕兼の語りは、博識で知られた、過去の偉大なる語り手忠実や匡房の言談を意識しながら、両者に知識の権威として服従するのではなく、それへの諧謔的な挑戦を含めている。そこに、出典の語り手の批評部分を取り入れず、できごとそのもののみ注意を向けるかのような抄録のあり方の原因の一端があるだろう。だから、批評部分を取り入れなければ、顕兼の遊戯的批判が成り立たない場合は、彼はためらうことなくその部分を抄出する。たとえば、2—41と切り離されて独立して配置された2—34。

或人夢二赴冥途タリケルニ。可被召侍従大納言行成之由。有其沙汰ケレバ。或冥官云。件行成ハ為世為人イミジク正直之人也。

暫不可被召云々。仍不被召云々。正直者ハ冥官之召モ遁事也。

これが『中外抄』下22前半Aの部分が出典となっていることは先述した。最後の「正直者ハ冥官之召モ遁事也」の部分は、『中外抄』の「然者正直なる人、冥官の召も遁事也」という、行成の話から導き出されてきた忠実自身の結論であって、できごとそのものではない。抄出の際に『中外抄』の「ウルハシキ人」を「正直之人」に改めて、「然者」を抜いたところがミソなのだが（書写上の脱落でなければ）、「正直者ハ冥官之召モ遁事也」と結ばれると、一種の人生訓にも似たこの世を支配する超越的な法則のように聞こえ、行成の話はその例証になる。だが、人の寿命と「正直」度が比例しているわけではないのは、現代人も含めて誰もが経験的に知っている事である。顕兼もそう思っていたようだ。次の2―35は、藤原済時が娘の立后の勅許が下りたと誤解して拝舞したが、立后はなかったたので、彼は「空キ拝ノ大将」と呼ばれたという話。どこから仕入れた話なのか、この話は史実に照らしても、『江談抄』の橋為仲が語った話¹⁹に照らしても間違いだらけである。

済時女成子が入内したのは三条天皇がまだ皇太子の時である。三条天皇が即位した年には済時はすでに没していたから、立后の勅許に拝舞することはありえないし、成子はその翌年に皇后となっている。先述の『宇治拾遺物語』の「まことやらん」と「浦島の子がお

と、」の関係を想起させる連繋で、忠実の〈結論〉に対しての顕兼の否定的見解を〈嘘〉の話で表明しよう。つまり、ここで〈できごと〉だけを抄出したのでは、忠実の言葉に対する顕兼の批判を連繋によって表すのは不可能なのであった。

さて、2―35の話の結びは「空キ拝」が「紅梅」と同訓のゆえに、「紅梅の大将」の意味に誤解されていると説く。「紅梅」は北野天神＝菅原道真と結びつきの強い花である。道真が時平たちの讒言にあつて、無実の罪で配所で悶死したのは周知のことだが、〈正直者〉の道真は〈非正直者〉の時平よりも先に、「冥官之召」にあつているではないかというのが、顕兼の出してみせる実例だったと見られる。次の2―36には北野天神が登場するのであるから。しかも、2―36の話は『江談抄』から引用するのは、『江談抄』には「空キ拝」の大将の名の由来が説かれていることをほめかかせて、2―35の誤りを指摘する意図を思わせる。この流れから見ると、顕兼の意見としては、北野天神を「二位」と貶めて下車せず、非礼をなした経信が太宰府の任地で没したのは、その〈非正直〉さゆえの神の怒りによる結末ということになる。顕兼という人物もまた寡黙どころか、経信並みになかなかの〈物言いの逸物〉であった。

いかなる目的で誰のために『古事談』を源顕兼が書いたのかは不

明である。ただし、このように見てくると、少なくとも自らの子孫を含めた若者向けに宮仕えの教養の一助として、古事を覚えさせるための書ではないことだけは確かだろう。先述した「空拜ノ大将」の話など、鶴呑みにしてはよい物笑いの対象となるのは必定である。また、第一王道后宮の巻に出てくる、侍従池の白鳥が「有飯無菜」と鳴いたというだけの話などは、どう考えても必須の教養からは程遠い。『古事談』の配列の意味を読み取るには、相当の知識と機知が必要であり、『中外抄』『富家語』『江談抄』などを所持する人間が見てこそ、その面白さが倍增する。そして、『古事談』において顕兼が意識した先人の〈言談〉は、大江匡房や知足院忠実だけではなかったにちがいない。口伝の形であれ、説話集や歴史物語や伝記などの書物の形であれ、さまざまな伝承とそれを伝える先人の営みに対して、批判的に捉える目こそ新しい「言談者」^①「説話集編者」を生み出す原動力になっている。「知識ある大人向けの書」^②の一例として、『古事談』を位置付ける事ができるように思う。

※本文引用のテキストには、新訂増補国史大系『古事談』、岩波新古典文学大系『江談抄・中外抄・富家語』・『袋草紙』・『宇治拾遺物語』、小学館日本古典文学全集『歌論集』所収の『俊頼髓脳』、和泉書院研究叢書『続古事談注解』、武蔵野書院『古本系江談抄

注解・補訂版』、岩波日本思想大系『寺社縁起』所収の建久本『北野天神縁起』、『私家集大成中古Ⅰ』所収の『一条摂政御集』、岩波日本思想大系『古代政治社会思想』所収の『遊女記』を用いた。説話番号も、各テキストに従った。

注

- ① 『国文学』 解釈と鑑賞 昭和四十年二月―十二月、四十一年二―四月号
- ② 『国文学』 解釈と鑑賞 昭和四十年十二月号。なお、本稿に引用する益田氏の言葉は、もっぱらこの論稿による。
- ③ 岩波新日本古典文学大系『袋草紙』上巻「雑談」の部の脚注参照。
- ④ 『古事談』 2―42「九条顕頼於床子座夜食事」
- ⑤ 『一条摂政御集』私家集大成中古Ⅰの歌番号4「くもるにはわたるときけと、ふかりのこあき、かたきあきにもあるかな」の詞書き。漢字化・濁点は筆者付す。なお、『俊頼髓脳』の「たのむの雁」の項もこの部分に触れている。
- ⑥ 吉田早苗氏「藤原実資と小野宮第」（『日本歴史』一九七七年七月号）によれば、実際に井戸があったのは、小野宮本邸の東にある東町の井戸の事だろうとされる。
- ⑦ 『和歌童叢抄』（日本歌学大系別巻）第二「夏夜」の条「夏夜は浦島の子が箱なれやはかなく明て悔しかるらん」の歌に「四条大納言和歌論議」あり。委見日本紀第十四。雄略天皇二十二年秋七月、丹波国奈社郡の管川の人水江の浦島子、舟にのりて釣す。大なる亀を得たり。（以下略）、また、第六「玉匣」の条「水の江の浦島の子が玉くしげあけての

後ぞくやしかりける」の歌に「四条大納言抄に、浦島子は雄略天皇の時の人也」と引用。『和歌論議』は散逸。

⑧ 第一王道后宮の1—2浦島子伝承に関しては、拙稿「古事談—連繫を讀む—」（『同志社国文学』43号 一九九六年一月）及び「古事談—浦島子—」（『同志社国文学』46号 一九九七年三月）で触れた。

⑨ 小林保治氏「古事談」（現代思潮社古典文庫）一三八話頭注1、一四一話頭注2。益田勝美氏「古事談鑑賞十一抄録の文芸（三）」、浅見和彦氏「古事談試論」（『国語と国文学』昭和五十一年八月号）。志村有弘氏「説話文学の構想と伝承」第三章「源順兼と古事談」明治書院・昭和五十七年発行。伊東玉美氏「院政期説話集の研究」第三章・2「小野宮殿と一条殿」（武蔵野書院・一九九六年四月発行）。

⑩ 『水言抄』一二七「又被命云。延長末。貞信公以小野宮殿加級事。被申延喜聖主。（主）上不（令）許。其後叙位日。貞信公称所勞。不令參于時（大臣）只一人也。召大納言道明卿。又称所勞不被參。依無中納言例。叙位停止。明日節会。道明卿參上。主上被仰云。去夜称所勞不參。今日參仕如何。可弁申。道明退出之時。歎曰。道明乎有私ト思食ニコッ有ケレ。此外無所言。還家之後。有所勞不參。遂以後薨逝。（ただし、道明の死は延長末ではなく延喜二十年六月十七日のできごと。この時忠平は右大臣。実頼は21才で延喜十五年から従五位下のまま、「公卿補任」によれば右近権少将で、九月二十一日に備中権介を兼ねる。前田本江談抄・類従本江談抄も同じ）（江談抄研究会編「古本系江談抄注・補訂版」武蔵野書院・平成五年五月発行）

⑪ 『大鏡』第二卷・実頼の条（岩波古典文学大系）に「おとゝの御わらはなをば牛飼と申き。されば、その御ぞうは牛飼を「牛つき」とのたまふ也」とある。

⑫ 香炉の名は「二中歴」第十三「遊女」の項にも見え、高名な遊女だっ

た。実資が教通とともに寵愛したことが史実であったかどうかは確認できない。また、上東門院が八幡・住吉・天王寺参詣に出発したのは、『小右記』によれば長元四年九月二十五日で、実資は娘千古とともに、その御行の有様を見物しており、この時は同道していなかった。

⑬ 拙稿「続古事談と古事談—似て非なるもの—」（『日本文学』一九九七年五月号）参照。

⑭ 『大鏡』第三卷「師輔」の条に「そのとの、御君達十一人、女五六人ぞ、おはしまし、」とある。

⑮ 『大鏡』第三卷「公季」の条の最後に「むかしの御わらはな、宮雄君とこそは申しか」とあって、これに基づいたものと思われる。⑩に触れたように、「古事談」も『大鏡』にある「牛飼」を連繫に用いていることに合わせていると見られる。

⑯ 『水言抄』9、神田本9、類従本1—37（表題のみ）

⑰ 小林保治氏は、『古事談』編者が「説話者の感想批評」を省くことによって、「事を語る（話）」として自立せしめられていることを評価し、この経信の話についても、匡房による「経信賛美の文句」を除去することによって、「表現態が談話体から一つの出来事として伝える説話体へとさらりと転換し、かえって毅然たる経信像は自らなる重みを加えることになると評された（『説話集の方法』第五章「古事談」、笠間書院。平成四年発行）。また、田村憲治氏も、原典の「江談抄」にはない問答の形式を取ることで、次の2—37とともに「毅然とした」経信像を一層鮮明にしていることを指摘されている（『言談と説話の研究』第四章「古事談」四・清文堂・一九九五年発行）。談話の説話化や、問答形式の導入など、鋭い指摘として誇るべきである。ただ、経信を「毅然」としている点と捉えるのは少し言葉の不足を感じる。続く2—37を見てみわかるように、経信に対する周囲の反応は、納得と笑いとが同

時のものである。「江談抄」の匡房にしても、その剛胆さと奇抜な論理を面白がっている面があつて単純な賛美や共感ではないからである。

『古事談』の人物形象は、前後の話との関係も考慮に入れて分る、複雑である。勅許があつたと早合点する醜態を演じて笑ひ者にされる2—35の済時に対して、神をも畏れぬ行動をやつてのける肝の太い経信を対照的に配置して、済時の押し弱さを批判的印象づけると同時に、それを経信賛美の具にすることもまた否定的に展開するところに、『古事談』の配列の面白さがある。

⑱ 『古事談』五—19「北野天神託宣詩事」

⑲ 前田家本江談抄88・類従本二—7「為仲云。濟時卿女。被參三条(院)東宮之時之日夕。大将參大人道殿。被申云。被下驚車宣旨哉。件事欲蒙莫大恩。返答云。ナトカハ。可有恩許之事也。欲奏達云々。大将不堪感悦。起坐拜舞退出。及人内之刻限。雖相待宣旨已以無音。敷延道被參入之。時人密号(空拜)大将。又彼大将家前庭有紅梅。便稱空拜云々」。

(『古本系江談抄注解・補訂版』)

⑳ 『古事談』1—51「白鳥來侍従池事」。この話が配列の中で果たす役割については拙稿「古事談—連繫を読む—」(『同志社国文学』43号 一九九六年一月)で触れたが、この話が『古事談』の中で果たした役割について補填しておきたいのは、次の1—52との関係である。七条の侍従池領は、『朝野群載』卷二十一雜文上に掲載される長久五年の「權中納言家牒」(權中納言家領右京七条三坊四坊主家地券紛失状)によれば、藤原公任から婿の藤原教通に、さらに教通の息信家に伝領された。後三条天皇が東宮になった時に東宮傅となった教通が1—52に登場するのは、この侍従池領と関連すると見られる。1—50で次の東宮を決める事に反対した頼通の意向に対する擲諭が1—51に含められており、結局後三条天皇が東宮となったことを象徴する話の展開になつていゝと思われる。

つまり教通の側からの働きかけによつて、後三条天皇が東宮となつたことをほのめかせるわけで、能信の働きで後三条天皇を東宮にすることになつたという「今鏡」の展開とは異なる。

㉑ このような意味において、扱つた説話は異なるが、田中宗博氏が「古事談」第一王道后宮における一条天皇説話群の第33話・第34話の展開に、「顕兼は、多少なりとも歴史の裏面を見通す事のできる訳知りの読者に向かつて、そのような読みを意識的に挑発しているようだ」(『聖帝説話のゆくえ—「富家語拔書」「古事談」「続古事談」の一条天皇説話について—』『大阪府立大学紀要(人文・社会科学)』第四十四巻・一九九六年)という、読者層の想定には共感できる。